

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一
○県営土地改良事業の工事の完了(二件)	(同)	二
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	二
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(水産業基盤整備課)	二
○県道の路線認定	(道路課)	三
○県道の路線廃止	(同)	三
○道路の区域変更(七件)	(同)	三
○道路の区域決定	(同)	五
○道路の区域変更	(同)	六
○道路の供用開始(三件)	(同)	六
○都市計画事業の事業計画変更の認可(五件)	(都市計画課)	六
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	八
○土地区画整理事業の換地処分の届出	(同)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可(四件)	(同)	九
○土地改良区役員の就任の届出	(東部地方振興事務所)	一〇
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	一〇
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一〇
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程		一〇

○平成十六年宮城県教育委員会告示第十八号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の廃止		一一
選挙管理委員会		
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和二年分)		一一
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和三年分)		一一
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		一一
○宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示		一一
○最高裁判所裁判官国民審査に関する氏名等掲示規程の一部を改正する告示		一一
示		
○宮城県選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示		一二
○宮城県選挙管理委員会事務局処務細則の一部を改正する告示		一二
監査委員		
○行政監査の結果の公表		一三
○定期監査の結果の公表		一三
公安委員会		
○宮城県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則		一八
収用委員会		
○宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則		二〇
○宮城県収用委員会個人情報保護条例施行規則の全部を改正する規則		二〇
宮城県海区漁業調整委員会		
○宮城県海区漁業調整委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示		二〇
示		
○漁業法第六十四条第五項に基づく公聴会の開催		二〇
内水面漁場管理委員会		
○宮城県内水面漁場管理委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示の一部を改正する告示		二一
○漁業法第六十四条第五項に基づく公聴会の開催		二一
告 示		
○宮城県告示第二百十八号		

企 業 局

公 告

教 育 委 員 会

県営大川地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年三月三十一日から令和五年四月二十八日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河北総合支所

○宮城県告示第二百十九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
鹿又	区画整理事業（農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和五年三月七日

○宮城県告示第二百二十号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日

南三陸	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））	令和四年三月十八日
気仙沼	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興基盤総合整備事業））	令和四年三月十八日

○宮城県告示第二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業岩沼地区第4分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年四月三日から令和五年五月一日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第二百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和五年三月二十四日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

第一種飯子浜漁港区域内

牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一・二三番二に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ネ)点を結ぶ平成二十二年の春分の満潮位(DL +1・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜一・二六番地先に設置した飯子浜漁港原点(北緯三八度二三分五五秒 東経一四一度二九分一秒)から二〇六度五三分〇八秒 二四四・二九五メートルの地点

- (ロ)点 (イ)点から 二九八度四七分三七秒 二・〇〇六メートルの地点
- (ハ)点 (ロ)点から 二八度三六分三四秒 四・六〇一メートルの地点
- (ニ)点 (ハ)点から 二九度〇八分〇六秒 四・四二八メートルの地点
- (ホ)点 (ニ)点から 三〇度〇五分五七秒 四・四三三メートルの地点
- (ヘ)点 (ホ)点から 三一度一四分五一秒 四・四三二メートルの地点
- (ト)点 (ヘ)点から 三一度二七分〇二秒 四・三七九メートルの地点
- (チ)点 (ト)点から 三五度〇三分五八秒 五・四五二メートルの地点
- (リ)点 (チ)点から 三六度〇三分〇九秒 五・三六九メートルの地点
- (ヌ)点 (リ)点から 三七度五三分五四秒 五・三七一メートルの地点
- (ル)点 (ヌ)点から 三九度四四分二九秒 五・三七〇メートルの地点
- (ヲ)点 (ル)点から 四一度三四分二四秒 五・三七一メートルの地点
- (ワ)点 (ヲ)点から 四三度二五分五二秒 五・三七二メートルの地点
- (カ)点 (ワ)点から 四五度〇五分三六秒 四・三三七メートルの地点
- (コ)点 (カ)点から 四六度二一分五七秒 四・一五三メートルの地点
- (ク)点 (コ)点から 四七度三五分五五秒 五・一六二メートルの地点
- (ケ)点 (ク)点から 四八度四四分四五秒 五・一三〇メートルの地点
- (ツ)点 (ケ)点から 五一度一六分四七秒 一〇・九六四メートルの地点
- (テ)点 (ツ)点から 四八度二四分〇六秒 六・二三三メートルの地点
- (ネ)点 (テ)点から 五一度四〇分〇九秒 一六・六四〇メートルの地点

3 面積

一、〇七六・五四平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号

平成二十二年十月六日

宮城県(水整) 指令第二十二号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

女川町

○宮城県告示第二百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起	点	重要な経過地
一一四	吉田山元線	巨理郡巨理町	点	—
		巨理郡山元町	点	—

○宮城県告示第二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十条第一項の規定により、次の県道の路線を廃止する。その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起	点	重要な経過地
一二四	吉田山元線	巨理郡巨理町吉田	点	—
		巨理郡山元町小平	点	—

○宮城県告示第二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
牡鹿郡女川町御前浜字松葉三七番二地 先から 同郡同町御前浜字御前七七番一地先まで		前 A	後 B	九・〇 二四・五	一三・四 五七・四	四〇〇・〇	七二〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 相馬亘理線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
亘理郡山元町坂元字浜谷地一番九地先から 同郡同町坂元字柳橋二六番一―地先まで		前 A	後 B	六・〇 五七・〇	―	四、七六七・九	―
亘理郡山元町坂元字磯作五六番地先から 同郡同町坂元字茨田一六一番三―地先まで		前 A	後 B	五・〇 五六・六	五・〇 五六・六	四、二一九・一	四、二一九・一

○宮城県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
石巻市鮫浦存人田一―番三―地先から 同市鮫浦細田八―番四―地先まで		前 A	後 B	七・五 四三・四	一二・四 七五・一	七七三・〇	七八〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考

石巻市大谷川浜小浜山三番五地先から 同市大谷川浜二重坂二一番二〇地先ま で			
後		前	
B	A	B	A
一一・五 五一・五	—	一一・五 五一・五	一〇・二 三八・〇
九二〇・〇		六五八・〇	
上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。			

○宮城県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土
木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間 石巻市谷川浜中田七六番一地从先から 同市谷川浜川原五四番地先まで			
後		前	
B	A	B	A
一一・八 四五・七	—	一一・八 四五・七	六・〇 二〇・八
一、四八八・〇		一、一〇三・〇	
上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。			

○宮城県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土
木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間 宮城県七ヶ浜町湊浜字砂山二五番一地从先か ら 同郡同町湊浜字砂山二一番地先まで			
後		前	
B	A	B	A
七・二 一三・九	—	六・八 一〇・七	六〇・二 六〇・二
敷地の幅員 (メートル)			
敷地の延長 (メートル)			

○宮城県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土
木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 愛島名取線
- 三 道路の区域

変更の区間 名取市飯野坂四丁目四〇七番一地从先から 同市小山一丁目六四八番三地从先まで			
後		前	
B	A	B	A
一・六 三・二	—	六・三 一六・五	六七五・一 六七五・一
敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	

○宮城県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
決定したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土
木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 吉田山元線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
巨理郡巨理町字吉田東二五二番二地先から 同郡山元町小平字北三番八地先まで	七・〇、 二六・七	四、四二六・〇

○宮城県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻女川線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
石巻市双葉町一五番三地先から 同市双葉町一三番七六地先まで	前	一三・八	二二・一	一一〇・二	五五・三		
	後	一三・八	二四・〇				

○宮城県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城県七ヶ浜町湊浜字砂山二五番一地先から 同郡同町湊浜字砂山二一番地先まで	令和五年 三月三十一日

○宮城県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	吉田山元線	巨理郡巨理町字吉田東二五二番二地先から 同郡山元町小平字北三番八地先まで	令和五年 三月三十一日

○宮城県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻女川線	石巻市双葉町一五番三地先から 同市双葉町一三番七六地先まで	令和五年 三月三十一日

○宮城県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

一 施行者の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

名取市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

柴田町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

柴田町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年三月二十九日から平成三十五年三月三十一日まで」を「昭和五十年三月二十九日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

利府町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

利府町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年二月二十一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大和町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
仙塩広域都市計画下水道事業
- 2 名称
大和町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

- 1 収用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

平成元年二月三日宮城県告示第七号、平成五年九月十日宮城県告示第十四号、平成十一年一月二十九日宮城県告示第四百四号、平成十六年三月三十日宮城県告示第四百二十五号、平成二十四年三月二十一日宮城県告示第二百四十号、平成二十九年三月二十一日宮城県告示第二百六十八号、令和二年三月三十一日宮城県告示第二百七十三号、令和三年三月三十日宮城県告示第二百八十四号の事業地に、大字宮床字山田、山田中、松倉、赤坂、山崎、堂ヶ森東、山田上、中原、鹿の沢、三居沢、赤渕下、山田東沢の一部を加える。

○宮城県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

一 施行者の名称

美里町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

- 2 名称

美里町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成二年一月七日から平成三十五年三月三十一日まで」を「平成二年一月七日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

平成二年一月二十三日宮城県告示第八十六号、平成三年十二月十三日宮城県告示第三百九十号、平成七年五月三十日宮城県告示第六百三十三号、平成十一年七月二日宮城県告示第八百七十七号、平成十四年十月十八日宮城県告示第九百五十二号、平成二十年三月二十八日宮城県告示第三百五十三号、平成二十四年三月三十日宮城県告示第三百号、平成三十年三月三十日宮城県告示第三百七十四号の事業地のうち大字北浦小字浦田上、中原、原、横塚下、浅野栄治前、字新峯山、大字青生小字和谷地、中ノ橋の一部を加える。

○宮城県告示第二百四十二号

蔵王町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類

仙南広域都市計画下水道

- 2 名称

蔵王町流域関連特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

富谷市成田南土地区画整理事業

二 施行者の名称

鹿島建設株式会社 東北支店

三 事務所の所在地

仙台市青葉区二丁目一番二十七号

四 換地処分の年月日

令和五年三月二日

○宮城県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

一 施行者の名称

多賀城市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

五・五・四五一号 中央公園

三 事業施行期間

「平成五年十一月九日から平成三十五年三月三十一日まで」を「平成五年十一月九日から令和九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

川崎町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道事業

2 名称

川崎町公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年三月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで」を「昭和五十年三月二十二日から令和七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

山元都市計画下水道事業

2 名称

山元町特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成二年一月三十日から平成三十五年三月三十一日まで」を「平成二年一月三十日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

- 変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
松島町

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

- 2 名称

松島町公共下水道

三 事業施行期間

「昭和六十年二月二十六日から令和五年三月三十一日まで」を「昭和六十年二月二十六日から令和十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 取用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、登米吉田土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和五年三月三十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小 林 一 裕

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年三月十九日	及川保幸	登米市登米町寺池上町二十九番地	理事

○宮城県告示第二百四十九号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年三月二十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年三月三十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小 林 一 裕

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富谷市明石畑下四十二番二、四十三番四、四十三番六、四十三番七、明石二反目三十二番四
仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目十番五号 アン
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
ピエントハウス二〇一

伊藤 馨一

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第五号

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「単純労務職員」を「技能労務職員」に改め、「令和四年十月一日前に新たに給料表の適用を受ける会計年度任用職員となった者を含む。」を削り、「十一号俸」を「七号俸」に改める。

附則
この管理規程は、令和五年四月一日から施行する。

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号

平成十六年宮城県教育委員会告示第十八号（個人情報保護条例に基づき実施機関が定める口頭により開示請求を行うことができる個人情報）は、令和五年三月三十一日限り廃止する。

令和五年三月三十一日
宮城県教育委員会

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和二年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和三年宮選管告示第八十五号の一部を次のとおり改める。

令和五年三月三十一日
宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

2 支出総額中	宮城県警備業連盟の令和二年分収支報告書の要旨の	委員長 皆 川 章太郎
「2 支出総額	843,757」を「2 支出総額	1,022,676」に改める。
4 支出の内訳中		
「経常経費	369,757」を「経常経費	525,676」に
「備品・消耗品費	18,470」を「備品・消耗品費	90,489」に
「事務所費	351,287」を「事務所費	435,187」に
「政治活動費	474,000」を「政治活動費	497,000」に
「機関紙誌の発行その他の事業費	86,000」を	86,000」を
「機関紙誌の発行その他の事業費	109,000」を	109,000」に改める。
「その他の事業費	86,000」を	「その他の事業費

○宮選管告示第二十九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和三年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和四年宮選管告示第二十三号の一部を次のとおり改める。

令和五年三月三十一日
宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

○宮選管告示第三十号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日
宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

1 収入総額中	宮城県警備業連盟の令和三年分収支報告書の要旨の	委員長 皆 川 章太郎
「1 収入総額	1,533,888」を「1 収入総額	1,342,969」に
「前年繰越額	681,881」を「前年繰越額	502,962」に
「本年収入額	852,007」を「本年収入額	840,007」に改める。
2 支出総額中		
「2 支出総額	1,079,231」を「2 支出総額	1,080,551」に改める。
3 本年収入の内訳中		
「個人の党費・公費	(59人)	702,000」を
「個人の党費・公費	(58人)	690,000」に改める。
4 支出の内訳中		
「経常経費	450,831」を「経常経費	345,216」に
「事務所費	446,131」を「事務所費	340,516」に
「政治活動費	628,400」を「政治活動費	735,335」に
「組織活動費	267,400」を「政治活動費	372,020」に改める。
「寄附・交付金	25,000」の次の行に	
「その他の経費	2,315」を加える。	

福祉センター」を「加美町宮崎公民館」に改める。

○宮選管告示第三十一号

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会規程（昭和二十三年宮選管告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

「第七章 公印」を「第七章 文書の記号・番号及び公印」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、同条中「別記」の次に「二」を加え、第二十三条を第二十四条とし、

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十二条 文書には、記号及び番号をつけなければならない。

② 文書の記号は別記一のように定める。

別記を別記二とし、附則の次に別記一として次のように加える。

別記一

① 告示 宮選管告示第 号

② 往復文 宮選管第 号 本局

宮選管大支第 号 大河原地方支局

宮選管仙南支第 号 仙台南地方支局

宮選管仙中支第 号 仙台中央地方支局

宮選管仙北支第 号 仙台北地方支局

宮選管塩支第 号 塩釜地方支局

宮選管北支第 号 北部地方支局

宮選管東支第 号 東部地方支局

宮選管気支第 号 気仙沼地方支局

附 則

この告示は、令和五年三月三十一日から施行する。

○宮選管告示第三十二号

最高裁判所裁判官国民審査に関する氏名等掲示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

最高裁判所裁判官国民審査に関する氏名等掲示規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査に関する氏名等掲示規程（昭和二十三年宮選管告示第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法第五十二条」の次に「第一項」を加え、「裁判官の氏名等」を「裁判官の氏名その他

政令で定める事項」に改める。

附 則

この告示は、令和五年三月三十一日から施行する。

○宮選管告示第三十三号

宮城県選挙管理委員会個人情報保護法施行条例施行規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城県選挙管理委員会個人情報保護法施行条例施行規程

宮城県選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程（平成九年宮選管告示第二十号）の全部を改正する。

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護の例による。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○宮選管告示第三十四号

宮城県選挙管理委員会事務局処務細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城県選挙管理委員会事務局処務細則の一部を改正する告示

宮城県選挙管理委員会事務局処務細則（昭和三十四年宮選管告示第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」を「第二十四条」に改める。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき実施した「歳入歳出外現金の管理状況」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

令和5年3月31日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田	計	

○宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和5年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和5年3月31日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田	計	

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

監査実施日

○総務部

地方機関

大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む）	1月25日
仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む）	1月19日

○復興・危機管理部

地方機関

消防学校	3月16日
環境放射線監視センター	2月8日

○環境生活部

地方機関

保健環境センター

1月16日

○保健福祉部

本庁

子ども・家庭支援課

2月9日

地方機関

仙南保健福祉事務所

1月11日

東部保健福祉事務所

1月18日

東部保健福祉事務所登米地域事務所

1月18日

気仙沼保健福祉事務所

1月11日

子ども総合センター

3月8日

東部児童相談所

3月7日

リハビリテーション支援センター

2月16日

○経済商工観光部

地方機関

大河原地方振興事務所

1月25日

仙台地方振興事務所

2月16日

北部地方振興事務所

2月20日

東部地方振興事務所

1月13日

気仙沼地方振興事務所

1月10日

白石高等技術専門学校

2月17日

仙台高等技術専門学校

2月10日

大崎高等技術専門学校

2月2日

石巻高等技術専門学校

3月16日

気仙沼高等技術専門学校

3月16日

○農政部

地方機関

農業大学校

2月3日

農業・園芸総合研究所

2月3日

病害虫防除所

1月18日

黒川高等学校	2月6日	<p>2 監査委員の除斥 会計課、会計指導検査室の監査に当たり、吉田副監査委員は地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥としました。</p> <p>3 監査結果 令和3年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されるものと認められました。</p> <p>なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 大河原県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容) ・令和3年度収入未済額 現年度分 71,905,698円 過年度分 203,294,239円 合 計 275,199,937円</p> <p>・令和2年度収入未済額 現年度分 75,180,524円 過年度分 215,648,384円 合 計 290,828,908円</p> <p>(2) 仙台北県税事務所 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容) ・令和3年度収入未済額 現年度分 93,393,198円 過年度分 163,352,552円</p>
伊具高等学校	1月23日	
小牛田農林高等学校	3月16日	
南郷高等学校	2月8日	
気仙沼向洋高等学校	3月16日	
石巻工業高等学校	1月12日	
大河原商業高等学校	2月7日	
一迫商業高等学校	3月16日	
第二工業高等学校	3月3日	
聴覚支援学校	3月9日	
船岡支援学校	1月31日	
西多賀支援学校	2月10日	
古川支援学校	2月13日	
名取支援学校	2月7日	
支援学校小牛田高等学園	2月16日	
利府支援学校	2月28日	
支援学校女川高等学園	2月8日	
○警察本部 地方機関		
仙台中央警察署	2月13日	
仙台南警察署	1月30日	
泉警察署	2月20日	
塩釜警察署	1月20日	
石巻警察署	1月13日	
気仙沼警察署	2月7日	
登米警察署	2月28日	
河北警察署	2月20日	
古川警察署	2月7日	
鳴子警察署	2月27日	
岩沼警察署	2月20日	
白石警察署	2月14日	

報 告 書

<p>合 計 256,745,750円</p> <p>・令和2年度収入未済額</p> <p>現年度分 238,950,118円</p> <p>過年度分 171,685,216円</p> <p>合 計 410,635,334円</p> <p>(3) 保健環境センター</p> <p>需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>特殊ガス購入代金（令和3年6月分及び7月分）について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。</p> <p>・件数 6件</p> <p>・金額 72,897円</p> <p>(4) 子ども・家庭支援課</p> <p>児童養護施設等入所負担金の徴収事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>児童養護施設等入所負担金は、国の徴収金基準額表に準じて県の児童福祉法施行細則を定めてこれにより徴収しているが、国の改正に伴う県施行細則の改正を長期にわたり行っていないかったもの。</p> <p>これにより、県施行細則が改正されるまでの期間、徴収済負担金の一部に誤りが生じていたもの。</p> <p>・期間</p> <p>(1) 障害児入所施設 令和元年6月1日から令和4年6月30日まで</p> <p>(2) 児童養護施設 令和元年7月1日から令和4年6月30日まで</p> <p>・件数及び金額</p> <p>(1) 減額となるもの 件数 21件 金額 1,686,808円</p> <p>(2) 増額となるもの 件数 5件</p>	<p>金額 192,800円</p> <p>(5) 仙南保健福祉事務所</p> <p>生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和3年度収入未済額</p> <p>現年度分 15,950,685円</p> <p>過年度分 51,797,040円</p> <p>合 計 67,747,725円</p> <p>・令和2年度収入未済額</p> <p>現年度分 11,950,729円</p> <p>過年度分 44,653,914円</p> <p>合 計 56,604,643円</p> <p>(6) 東部保健福祉事務所</p> <p>雑入（過徴払返納金）において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>生活保護扶助費過徴払返納金について、6か月以上の調定遅延があったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 66,180円</p> <p>(7) 東部保健福祉事務所</p> <p>委託契約において、引き続き予定価格を定めていないものか認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>予定価格調書の作成を省略できる少額の委託契約について、予定価格を定めていなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・業務名 結核接触者健康診断及び結核登録者に対する管理検診業務</p> <p>(8) 仙台地方振興事務所</p> <p>給料及び諸手当において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p>
--	--

報 告 書 公 報

<p>(内容)</p> <p>会計年度任用職員の給料及び諸手当について、支給定日を過ぎて支給したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 2件 ・金額 218,504円 ・支給定日 令和3年8月20日 ・支給日 令和3年8月30日 <p>(9) 東部地方振興事務所</p> <p>委託契約において、定められた期日までに履行確認が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>完了検査について、支払遅延防止法に規定する検査の時期を超過し、かつ年度内に履行確認を行っていないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定業務名 石巻線鹿又・曾波神間曾波神排水路新設工事 ・業務完了報告書收受年月日 令和3年3月11日 ・履行確認期限 令和3年3月22日 ・検査検収年月日 令和3年4月1日 <p>(10) 気仙沼地方振興事務所</p> <p>需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>図書購入代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超過して支払ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 2件 ・金額 2,835円 <p>(11) 北部土木事務所</p> <p>工事請負契約において、引き続き承認手続きが行われていない設計変更契約が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・工事名 令和2年度社道A17-201-A01号 大貫道路改良工事(改良) <p>(12) 東部土木事務所</p>	<p>道路占用料において、測定誤りにより不徴収及び選付加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 許可数量誤りによる測定誤りにより10万円以上の不徴収が発生したものの。 <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・不徴収額 570,898円 選付遅延による選付加算金が発生したものの。 <ul style="list-style-type: none"> ・選付加算金 2,600円 <p>(13) 会計課、会計指導検査室</p> <p>歳入歳出外現金において、内部統制の整備上の重大な不備が認められたので、今後、適切な措置を講じた上で、再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員給与等所得税について、長期間にわたり発生原因が明確でない20,028,646円の不足額が生じているもの。事の重大性の認識不足や不適切な組織管理等により、当該事案に係る対応が適切に行われてこなかったもの。また、この間、歳計現金における不明金の繰り越しなど、不適切な事務処理も認められた。 教育庁における再任用短時間職員等に係る社会保険料について、事務処理の誤りにより2,108,134円の余剰額が生じているもの。 <p>(14) 図書館</p> <p>需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>図書資料の購入代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超過して支払ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 17件 ・金額 1,041,229円 <p>(15) 美術館</p> <p>報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>会計年度任用職員の給料及び諸手当について、支給定日を過ぎて支給したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件
--	---

<p>(16) 美術館 委託料において、所得税の延滞税の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 令和元年度の委託業務について、所得税の納付遅延に伴い延滞税が発生したものの。 ・件数 1件 ・延滞税 1,000円</p> <p>(17) 志津川自然の家 会計年度任用職員の休暇において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 会計年度任用職員の病気休暇について、90日満了以降は休職とすべきところ、錯誤により180日まで承認をしたもの。それに伴い、本来は支給されない12月期末手当及び給与の支払いが発生したものの。 (18) 気仙沼高等学校 諸手当において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 再任用職員の令和3年12月期勤働手当について、支給定日を過ぎて支給したものの。 ・件数 2件 ・金額 288,638円 ・支給定日 令和3年12月10日 ・支給日 令和4年2月21日</p> <p>(19) 村田高等学校 私費会計において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 複数の私費会計において、虚偽の会計書類の作成、金融機関届出印の不正使用など、私的流</p>	<p>用及び関係書類の不適正管理があったもの。</p> <p>・期間 令和2年5月から令和4年3月まで ・私的流用 件数 5件 金額 2,525,512円 ・通帳の不適正管理 4件</p> <p>※今回同様の案件は、これまでも繰り返し発生していることから、改めて、私費会計に係る内部統制の更なる整備について、教育委員会として強力に取り組まれたい。</p> <p>(20) 泉館山高等学校 需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) コピー用紙購入代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。 ・件数 1件 ・金額 51,865円</p> <p>(21) 名取支授学校 給料及び諸手当において、正当債権者の確認不足及び支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 会計年度任用職員の給料及び諸手当について、正当債権者を確認せず誤った口座へ支給したことにより、支給定日を過ぎて支給したものの。 ・件数 1件 ・金額 70,189円 ・支給定日 令和3年5月21日 ・支給日 令和3年5月27日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会規則第8号 宮城県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和5年3月31日 宮城県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則 宮城県公安委員長 山口 哲男</p>
---	--

宮城県公安委員会審査請求手続規則（平成28年宮城県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「行政不服審査法（）」の次に「平成26年法律第68号。」を加える。

第4条第1項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項」を加える。

第5条第1項及び第2項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第9条第2項中「第9条第3項」の次に「若しくは個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第10条から第14条までの規定中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第15条第1項中「、法第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を、「が法第9条第3項」及び「又は法第9条第3項」の次に「若しくは個人情報保護法第106条第2項」を加え、

同条第2項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第16条第1項及び第17条中「第9条第3項」の次に「若しくは個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第18条、第19条第1項から第3項まで、第20条及び第21条中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第22条第1項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加え、同条第2項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を、「別記様式第3号」の次に「又は別記様式第3号の2」を加える。

第23条及び第24条中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号の2（第22条関係）

提出書類閲覧日時等指定書

第 年 月 日

住所

氏名 殿

宮城県公安委員会 印

につき、 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第3項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。

1 閲覧の日時 記

2 閲覧の場所

（注意事項） 閲覧の際は、この指定書を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

収 用 委 員 会

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮 城 県 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会規則第一号

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

宮城県収用委員会運営規則（昭和四十七年宮城県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十四号中「個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）第十七条第一項」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）

第七十七条第一項」に改め、同項第十五号中「個人情報保護条例第二十一条第一項」を「個人情報保護法第八十二条」に、「同条第四項」を「第八十三条第二項並びに第八十四条」に改め、同項第十六号中「個人情報保護条例第二十八条第一項」を「個人情報保護法第九十一条第一項」に改め、同項第十七号中「個人情報保護条例第三十四条第一項」を「個人情報保護法第九十九条第一項」に改める。

第二条第二項第二十九号中「個人情報保護条例第二十一条第二項」を「個人情報保護法第八十二条」に、「同条第四項後段」を「第八十三条第二項並びに第八十四条」に改め、同項第三十号中「個人情報保護条例第十七条第三項、第二十八条第四項及び第三十四条第三項」を「個人情報保護法第七十七条第三項、第九十一条第三項及び第九十九条第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

宮城県収用委員会個人情報保護条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

宮城県収用委員会個人情報保護条例施行規則の全部を改正する規則

宮城県収用委員会規則第二号

宮 城 県 収 用 委 員 会

宮城県収用委員会個人情報保護条例施行規則の全部を改正する規則

宮城県収用委員会個人情報保護条例施行規則（平成九年宮城県収用委員会規則第一号）の全部を改正する。

宮城県収用委員会個人情報保護法施行条例施行規則

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護の例による。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

宮城海区漁業調整委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

○宮城海区漁業調整委員会告示第一号

宮城海区漁業調整委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示

宮城海区漁業調整委員会個人情報保護条例施行規程（平成八年宮城海区漁業調整委員会告示第一号）の全部を改正する。

宮城海区漁業調整委員会個人情報保護に関する法律施行条例施行規程
個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年宮城県条例第七十二号）の施行については、知事が取り扱う個人情報の保護の例による。

附 則

この告示は、令和五年三月三十一日から施行する。

○宮城海区漁業調整委員会公示第十号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、宮城海区漁場計画に関する公聴会を開催する。

令和五年三月三十一日

宮 城 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに対象地区
会 長 關 哲 夫

開 催 日 時

開 催 場 所

対 象 地 区

令和五年四月十八日 午前十時三十分から 正午まで	石巻市あゆみ野五丁目七番地 石巻合同庁舎大会議室	石巻市北上町十三浜から 石巻市魚町まで
令和五年四月十八日 午後二時三十分から 午後四時まで	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七番地六 気仙沼合同庁舎大会議室	気仙沼市から 南三陸町まで
令和五年四月二十六日 午後一時から 午後二時三十分まで	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 行政庁舎十一階第二会議室	東松島市から 山元町まで

二 公述者の範囲

- 1 漁業権者
- 2 入漁権者
- 3 漁業権漁業の経営者
- 4 漁業協同組合関係者
- 5 その他利害関係のある者

三 漁場計画の内容等

漁場計画の内容等は、次の場所に備えおいて縦覧に供する。

場 所	住 所
宮城海区漁業調整委員会事務局	仙台市青葉区本町三丁目八番一号
仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九番一号
東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目七番地
気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七番地六

四 その他

漁業法施行規則（令和二年七月農林水産省令第四十七号）第二十三条の規程により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を令和五年四月十一日までに宮城海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

内水面漁場管理委員会

宮城県内水面漁場管理委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀 也

○宮城県内水面漁場管理委員会告示第二号

宮城県内水面漁場管理委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示の一部を改正する告示

宮城県内水面漁場管理委員会個人情報保護条例施行規程の全部を改正する告示（令和五年宮城県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

改正規定中「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」の下に「、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）」を加える。

附 則

この告示は、令和五年三月三十一日から施行する。

○宮城県内水面漁場管理委員会告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項において読み替えて準用する同法第六十四条第五項の規定により、宮城県内水面漁場計画に関する公聴会を開催する。

令和五年三月三十一日

宮城県内水面漁場管理委員会

会 長 小野寺 秀 也

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに対象範囲

開催日時	開催場所	対象範囲
令和五年四月十九日 午後一時三十分から 午後三時まで	仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎第一会議室	鳴瀬川水系、名取川水系、阿武隈川水系に係る宮城県内水面漁場計画
令和五年四月二十八日 午後一時三十分から 午後三時まで	石巻市あゆみ野五丁目七番地 石巻合同庁舎大会議室	大川水系、津谷川水系、八幡川水系、水尻川水系、北上川水系に係る宮

城県内水面漁場計画

二 公述者の範囲

- 1 漁業権者
- 2 入漁権者
- 3 漁業権漁業の経営者
- 4 漁業協同組合関係者
- 5 その他利害関係者

三 漁場計画の内容等

漁場計画の内容等は、次の場所に備えおいて縦覧に供する。

場 所	住 所
宮城県内水面漁場管理委員会事務局	仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九番一号
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目七番地
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番六号

四 その他

漁業法施行規則（令和二年七月農林水産省令第四十七号）第二十三条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を令和五年四月十二日までに宮城県内水面漁場管理委員会に申し出なければならない。